



令和3年度 市・府民税の改正

問合せ先 課税課 ☎072-433-7250

●基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて基礎控除額が下表のようになります。

合計所得金額	控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	一律33万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	0円	

●給与所得控除・公的年金等控除の見直し

- ①給与所得控除額と公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②給与所得控除について給与収入の上限が1,000万円から850万円に引き下げられ、控除額の上限額が195万円となります。
- ③公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額195万5,000円の上限が新たに設けられます。
- ④公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、控除額が一律10万円、合計所得金額が2,000万円を超える場合、控除額が一律20万円、①③に加え引き下げられます。

●所得金額調整控除の創設

下記の①②のいずれか、またはその両方に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当するもの
 - ア)本人が特別障害者である
 - イ)年齢23歳未満の扶養親族がいる
 - ウ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる
 所得金額調整控除額 = [給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%
- ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超えるもの
 所得金額調整控除額 = 給与所得(①の控除がある場合は、その控除後の給与所得。上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

●ひとり親控除の創設、寡婦控除の改正および寡夫控除の廃止

- ①合計所得金額500万円以下で婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を扶養する単身者について「ひとり親控除」(控除額30万円)が設けられました。
- ②①以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」(控除額26万円)が適用されます。ただし、子以外の扶養親族がいる寡婦は、合計所得金額500万円以下の所得制限が設けられました。
- ③「寡夫控除」は「ひとり親控除」創設に伴い、廃止されました。

●その他給与所得控除等の見直しに伴う改正

所得要件など	合計所得金額	
	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養控除の所得要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の所得要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生控除の所得要件	75万円以下	65万円以下
均等割の非課税限度額 (単身者の場合は、改正前35万円、後45万円)	35万円×(扶養人数+1)+31万円	35万円×(扶養人数+1)+21万円
所得割の非課税限度額 (単身者の場合は、改正前35万円、後45万円)	35万円×(扶養人数+1)+42万円	35万円×(扶養人数+1)+32万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税措置	135万円以下	125万円以下
家内労働者などの必要経費の特例に係る経費算入額の上限が65万円から55万円になります。		

●調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されなくなります。

償却資産の申告

事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有資産を申告してください。

期限 2月1日(月)

申告・問合せ先 課税課 ☎072-433-7253

固定資産税・都市計画税 第4期分

納期限 2月1日(月)

市税の納付は、銀行などの指定金融機関郵便局・コンビニでお願いします。

問合せ先 納税課 ☎072-433-7260



令和3年度分 入札参加資格審査申請の受付

令和3年度の建設工事・測量コンサルタント・役務提供・物品供給などの入札参加資格審査申請の受付を行います。

参加資格 ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない②国税および地方税を滞納していない③建設業法第3条の規定、その他関係する法令等による許可、認可および登録がされている④会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てまたは再生手続き開始の申立てがなされていない(更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く)

※詳しくは、申請要項を確認してください。

要項・様式配布 ホームページからダウンロード(できない場合は窓口で配布)

申請期間 1月18日(月)～28日(木)午前9時30分～11時30分、午後1時～4時(土・日除く。郵送は28日午後5時15分必着)

申請方法 市内業者：持参または郵送、市外業者：郵送

※市内に本店または支店・営業所などを置き、昨年度に申請済みの場合は、申請期間に直近の国税・市税の納税証明書を提出してください。

申請・問合せ先 契約検査課【建設工事・測量コンサルタント】☎072-433-7321【役務提供・物品供給】☎072-433-7320、ID:28014

募集 広報紙・バナーの広告

◆広報紙の広告

広報かいつか

発行：月1回(5日発行)

部数：32,500部

広告サイズ・値段

97mm×250mm：150,000円

97mm×123mm：75,000円

97mm×60mm：37,500円

47mm×60mm：18,750円

※別途制作費などが必要です。

問合せ先 広報交流課

☎072-433-7231

◆ホームページのバナー広告

貝塚市ホームページアクセス数

(トップページのみ)

398,845回(令和元年度)

バナー広告

場所 ホームページトップページ下段
期間 原則3カ月(ただし、1カ月など相談に応じます)

値段 1カ月1枠10,000円

サイズ 縦50ピクセル×横142ピクセル

問合せ先 情報統計課

☎072-433-7235

◆広告代理店

○合同会社IM総合企画

☎072-275-5449

○株式会社宣成社

☎06-6222-6888

○株式会社阪奈宣伝社

☎06-6214-5583

○株式会社ホープ

☎092-716-1404